

玉城町国土強靱化地域計画（案）

令和2年9月

玉 城 町

目 次

第1章 地域計画策定について	2
1 計画策定の背景と目的	2
2 他計画との関係	2
3 計画期間	4
第2章 国土強靱化地域計画の考え方	5
1 自然的条件	5
2 社会的条件	6
3 過去の主な災害	7
第3章 玉城町におけるリスクシナリオ（被害想定）	10
1 風水害の想定	10
2 地震の想定	10
第4章 最悪の事態に陥らせないため、玉城町を強靱化する上での目標	13
1 基本目標	13
2 事前に備えるべき目標	13
第5章 玉城町で想定される「起きてはならない最悪の事態」とそれをまねく脆弱ポイントについて	14
1 玉城町で想定される「起きてはならない最悪の事態」	15
2 想定するリスク	16
3 基本目標と基本方針	16
第6章 脆弱性の評価	19
1 起きてはならない最悪の事態	19
2 評価の方法と施策分野	19
第7章 対応方策の検討	20
1 対応方策の検討方法	20
2 対応方策の重点化	20
第8章 脆弱性の評価結果と現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果	20
第9章 計画の見直し	55

第1章 地域計画策定について

1 計画策定の背景と目的

平成25年12月、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱基本法」（以下「国土強靱化基本法」と表記します）が成立・施行されました。

[国土強靱化]

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上を資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり

[国土強靱化の基本方針]

- ・ 人命の保護が最大限図られること
- ・ 政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなること
- ・ 国民の財産及び公共施設に係る被害を最小化に資すること
- ・ 迅速な復旧復興に資すること

国土強靱化基本法の成立・施行を受け、平成26年6月、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「国土強靱化基本計画」を閣議決定するとともに、都道府県や市町村による国土強靱化にかかる計画策定の指針となる「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下、「ガイドライン」と表記します。）が策定されました。

これらを背景とし、平成27年7月には、国土強靱化基本法における基本方針を踏まえ、大規模自然災害に対する脆弱性を評価し、事前に的確な取組を実施していくために、「三重県国土強靱化地域計画」が策定されました。

こうした中、当町でも南海トラフ地震等による地震・津波被害、台風や集中豪雨が引き起こす風水害や土砂災害等の大規模自然災害に対して想定されるリスクを分析し、事前防災及び減災の施策を推進するため、「玉城町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」と表記します。）を策定するものです。

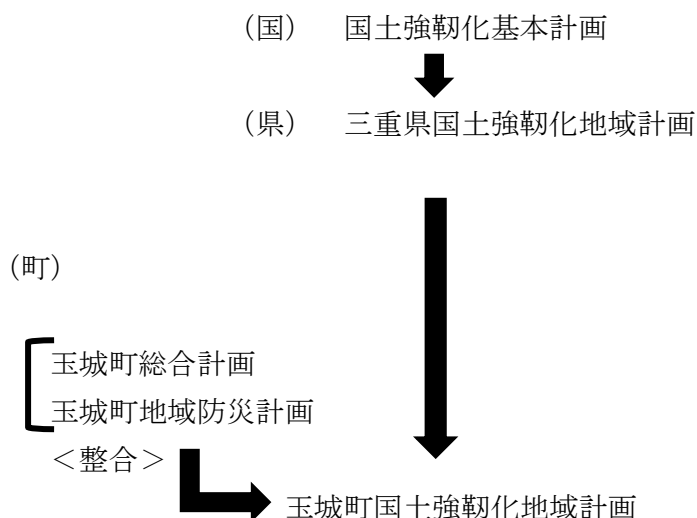
2 他計画との関係

国土強靱化基本計画及び三重県国土強靱化地域計画

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、同法第14条に基づき国の国土強靱化基本計画と調和を保つようになっています。

また、三重県国土強靱化地域計画とも調和を図るとともに、施策の実施に当たり県との連携及び役割分担を行います。

(他計画との関係)



玉城町総合計画

本町においては、最上位計画であり各種分野別計画の指針となる玉城町総合計画があります。本計画は玉城町総合計画と整合・調和を図りつつ、各種分野別計画等において本町の国土強靱化を総合的かつ計画的に推進する指針となるよう定めるものです。

玉城町地域防災計画

災害対策基本法等に基づく玉城町の地域に係る災害の予防、応急対策及び復旧・復興等に関する事項は、玉城町地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編及び資料編）として策定し、防災活動を総合的かつ計画的に実施しています。

本計画と同様に町民の生命、身体及び財産を災害から保護するための計画ですが、双方を比較すると以下の点で違いがあります。

国土強靱化地域計画と地域防災計画との違い（下記に示す）

<相違点>

国土強靱化地域計画

- (検討方法) 地域で想定される自然災害全般
- (対象時期) 災害発生前
- (施策の設定方法) リスクシナリオ、脆弱性評価に沿った施策
- (施策の重点化) 重点化あり

地域防災計画

- (検討方法) 災害の種類ごと
- (対象時期) 災害発生前・後
- (施策の設定方法) 無し
- (施策の重点化) 重点化なし

3 計画期間

国が策定する国土強靱化基本計画は計画期間を定めておらず、おおむね5年ごとに計画内容を見直すとされています。ガイドラインにおいても、計画期間が限定されず将来にわたり継続する普遍的計画であるとの考えが示されていますが、一方で、地域の実情や災害の切迫性、総合計画等の他の計画の期間等を勘案して計画期間設定を検討するとされています。本計画では、新たに発生する大規模自然災害や問題点等、課題に対して適時対応施策の検討と見直しを行うため、計画期間や計画の見直し時期の設定は行わないものとします。

第2章 国土強靱化地域計画の考え方

ここでは、本町の自然的条件、社会的条件、過去の主な災害記録等を列記し、国土強靱化地域計画策定に必要な条件を抽出する。

第1 自然的条件

1 位置

本町は伊勢平野の南部にあって、東は伊勢市に、西は多気町に境し、南は国東（くづか）山系をへだてて度会町に、北は明和町に接している。

本町の中心、田丸は、古来陸上交通の要地で田辺（たぬい）の丘を通過して大和を結ぶ初瀬街道と外城田の丘を通る熊野街道（世界遺産熊野古道出立の地）が合して伊勢に通じていた。今は、JR参宮線田丸駅が町の中央にあり、東西南北、縦横に県基幹道とともに、南方を伊勢自動車道が走っている。

2 地勢

本町北部の丘陵は多気丘陵の先端部で、玉城丘陵と区分している。

中央部は、西から北へと流下する外城田川を中軸として、水田、畑、住居地帯があり、外城田川平野と区分される。南部は、国東山や大日山を主峰とする標高100メートル～300メートルの国東山地が位置している。また、本町の西端、昼田、岩出地区には宮川がつくった扇状地性の氾濫原ならびに河口三角州からなる宮川低地がある。

3 気候

年間の日平均気温は16.3度、日平均最高気温は21.1度、日平均最低気温は11.7度、年間降水量は2,094.5ミリメートル（2019年、気象庁ホームページから）であり、比較的温暖的な気候となっている。

第2 社会的条件

1 人口及び産業

本町の人口は15,417人、世帯数は5,807世帯（2020年3月31日現在。住民基本台帳）で、平成27年をピークに、人口は緩やかではあるが減少している。年齢別階層人口は、全国的傾向と同様に高齢人口の占める割合が増加傾向にある。

県内の代表的な農業の町として栄えているが、産業別就業者数は大きく変化しており第2次、第3次産業への移行の傾向は今後も続くものと思われる。

2 交通

本町の道路網は、南縁に「近畿自動車道関伊勢線」が通り、その他には、主要地方道「伊勢多気線」、「度会玉城線」、「鳥羽松阪線」、「伊勢大宮線」及び一般県道「田丸停車場斎明線」、「玉川小俣線」、「岩出田丸線」、「玉城南勢線」が走っている。

町の中央部を南北に走る一般県道田丸停車場斎明線及び玉城南勢線は、度会町から本町に通じる度会玉城線と交差し、玉城インターチェンジにも繋がっている。

公共交通機関は、JR参宮線と三重交通のバスが主体となっている。

第3 過去の主な災害

本町に関わる災害のうち主なものを掲載する。

■本町に関わる過去の主な災害

発生時期	被害
慶長9年12月16日 (1605年2月3日)	伊勢地域では、地震後潮が引き、約2時間後に津波がきた。
宝永4年10月4日 (1707年10月28日) (宝永地震)	災害は、東海道・伊勢湾・紀伊半島で最も被害を受けた。海岸では地割れから泥を噴出した。
寛保元年7月21日 (1741年8月31日)	21日夜からの大雨となり、22日には強風が吹いて暴風雨となった。
嘉永7年11月4日(安政元) (1854年12月23日) (安政東海地震)	津では局地的に被害が大きかった。津波が房総から土佐の沿岸を襲い、志摩半島などで多くの被害が発生した。
文久2年8月1日(1862年)	宮川が大洪水となり、昼田村の堤が切れた。町内の家々に水が入り川ようになった
明治15年8月4日(1882年)	5、6両日にわたって雨が止まず、諸川が増水して、宮川西側の堤防切れた。
昭和9年9月21日(1934年) (室戸台風)	四国及び近畿地方に未曾有の大暴風雨を起した。
昭和19年8月7日(1944年)	榎田川3メートル、宮川3メートル、赤羽川2メートル増水。
昭和19年12月7日(1944年) (東南海地震)	マグニチュード7.9の大規模地震発生(東南海地震)。三重県は震度5の強震で、地震発生後津波が襲来し、熊野灘沿岸では高波6～8メートル、ところにより10メートルに達した。
昭和28年9月25日(1953年)	観測史上第2位といわれた稀有の猛威を振り、中心風速5、60メートル。時速40キロメートルの速度をもって接近してきた。満潮時と台風の通過とが一致し、近代未曾有の大風水害を蒙った。
昭和34年9月26日(1959年) (伊勢湾台風)	台風15号、通称「伊勢湾台風」は夕刻より夜半に当地方を通過したが、当地域での日雨量149.0ミリメートル、23日よりの継続雨量は367.5ミリメートルに達し、最大風速は44.17メートルに及んだ。本町では死者はでなかったが、全壊家屋30棟、半壊家屋79棟の外、数か所で土砂崩れ、堤防の決壊等の被害があった。
昭和36年9月16日(1961年) (第二室戸台風)	猛烈な暴風雨になり、県内は大きな被害を受けた。津で最大風速27.4メートル。
昭和46年8月30日(1971年)	強雨が長時間にわたって継続し、県内の総降水量300～500

(台風第 23 号)	ミリメートル、時間雨量 70 ミリメートルに達し、大雨による被害が大きかった。
昭和 49 年 7 月 7 日 (1974 年) (台風第 8 号、七夕豪雨)	伊勢市周辺で約 400 ミリメートルの記録的な大雨になった。町内では各河川が氾濫し、東宮古へ通じる橋が流出した。床上浸水 6 戸、床下浸水 234 戸という浸水被害をはじめ、玉城中学校の南斜面崩落により、南斜面下にあった町営住宅 2 戸が全壊した。
昭和 51 年 9 月 8 日 (1976 年) (台風第 17 号)	県内、なかでも飯南郡、多気郡では豪雨となった。
昭和 57 年 8 月 1 日 (1982 年) (台風第 10 号)	強い雨のため、JR 名松線全線が土砂崩れで不通。記録的な豪雨となった。
昭和 57 年 9 月 11 日 (1982 年) (台風第 18 号)	大雨となった。総降水量は、小俣で 328 ミリメートル。
平成 7 年 1 月 17 日 (1995 年) (兵庫県南部地震)	地震の規模は、M7.3。神戸地等で震度 7、三重県では震度 4。死者は発生当時戦後最多となる 6,434 人、行方不明者は 3 人、負傷者は 43,792 人に上り、689,776 棟の建物が被害を受け、被害総額は約 10 兆円に達した。
平成 16 年 9 月 29 日 (2004 年) (台風第 21 号)	記録的な大雨となり、県内は昭和 57 年以来の大災害となった。
平成 19 年 4 月 15 日 (2007 年) (三重県中部を震源とする地震)	震度 5 強：亀山市、震度 5 弱：鈴鹿市・津市・伊賀市。
平成 23 年 8 月 31 日 (2011 年) (台風第 12 号)	三重県南部を中心に長時間にわたって激しい雨が降ったため、県内で土砂災害や浸水害が発生した。
平成 24 年 9 月 30 日 (2012 年) (台風第 17 号)	三重県沿岸を北上したため、県内で大雨、強風となった。大雨や高潮による被害が各地で発生した。
平成 25 年 9 月 14 日 (2013 年) (台風第 18 号)	三重県沿岸を北上したため、県内では大雨による浸水害や土砂災害、暴風による人的被害、竜巻によるとみられる住家被害が発生した。
平成 29 年 10 月 21 日 (2017 年) (台風第 21 号)	超大型の強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸。三重県では 21 日から台風 21 号や前線の影響により雨が降り 23 日にかけて大雨となった。伊勢市、玉城町を中心に 706 戸の床上浸水。 町内の被害状況 ○家屋被害:床上浸水 278 戸(全壊 3 戸、半壊 88 戸、部分損壊 187 戸) 床下浸水 250 戸 ○人的被害:重症者(骨折) 2 名 ※度会町内で玉城町民 1 名死亡 ○公共施設等の被害:道路 51 箇所 河川 10 箇所

	<p>農林施設 201箇所</p> <p>田丸城跡 24箇所</p> <p>土砂崩れ 8箇所</p>
平成30年7月豪雨（2018年） （台風第7号）	西日本から東日本にかけて広い範囲で記録的な大雨となり、計11府県に大雨特別警報が発表され、西日本を中心に、河川の氾濫や洪水、土砂災害が発生し、死者263名、行方不明者8名、負傷者484名を出す大災害となった。
平成30年9月4日（2018年） （台風第21号）	非常に強い勢力で徳島県南部に上陸、非常に強い勢力を保ったまま神戸市付近に再上陸、三重県においても記録的な暴風となり、町内においても民家の屋根が破損するなどの被害が生じた。 また、高潮により関西国際空港が浸水・停電し、関西国際空港連絡橋に強風で流されたタンカーが衝突し連絡橋が中破、一時孤立した。
令和元年10月12日（2019年） （台風第19号）	中心付近の気圧が915hpa、スーパー台風と位置づけられた台風で、神奈川県に上陸後、日本列島にかつてない規模の水害をもたらし、7県合わせて59河川、90か所以上の堤防が決壊し、特に信濃川水系の千曲川左岸の長野市穂保地区では浸水深さ10m以上という所もあり、新幹線基地も水没した。死者、行方不明者合わせて95名の大災害となった。

（出典：県地域防災計画、玉城町史をもとに整理）

第3章 玉城町におけるリスクシナリオ（被害想定）

被害想定

第1 風水害の想定

本町において発生の懸念される災害は、台風及び集中豪雨による洪水・浸水、土砂災害、ため池浸水等の風水害である。

洪水・浸水については、宮川左岸に浸水想定区域があり、国により重要水防区域に指定されている。また、平成29年台風第21号による浸水被害を受けて、町では外城田川沿いに浸水想定区域を想定し、新たな洪水、浸水ハザードマップを作成した。

町には、31箇所のため池があり、すべてのため池について災害時浸水区域のハザードマップを作成した。また、土砂災害危険箇所としては、山腹崩壊危険箇所が6箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が5箇所指定されている。

これらの災害想定箇所については、資料編に記載している。

第2 地震の想定

地震の場合について以下に被害想定を示す。これは、南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生した場合の被害想定である。

1 被害想定調査の概要

県は、平成24～25年度に大規模な被害を及ぼすと考えられる地震を想定し、その物的・人的被害を予測し、各種データや想定結果を地域防災計画等に活用する目的で、被害想定調査を行った。

2 想定地震

被害想定調査では、プレート境界型地震及び内陸直下地震を想定している。

プレート境界型地震については (1) 過去最大クラスの南海トラフ地震、(2) 理論上最大クラスの南海トラフ地震の2つの地震モデルについて調査を実施している。

内陸直下型地震については、県内に存在が確認されている活断層のうち、それぞれの地域に深刻な被害をもたらすことが想定される3つの活断層（①養老－桑名－四日市断層帯、②布引山地東縁断層帯（東部）、③頓宮断層）をとりあげている。

3 被害想定結果

被害想定の結果は、ハザード予測（地震に伴う揺れの大きさや液状化の可能性、津波高や津波浸水の状況など、地震や津波によって発現する可能性のある事象を予測すること）と、リスク予測（死者や負傷者といった人的被害、揺れや津波による建物被害、避難生活等の生

活支障など、ハザードによって引き起こされる可能性のある被害の量や様相を予測すること)の2つで示されている。

以下に、町もしくは伊勢志摩地域の被害想定結果を示す。

※ 「冬・夕18時」ケースを想定している。

※ 内陸直下型地震については、町に最も大きな被害をもたらす「布引山地東縁断層帯（東部）」について示している。

■ハザード予測（災害で想定される事象）…町もしくは伊勢志摩地域の被害

	プレート境界型地震		内陸直下型地震
想定地震	(1) 過去最大クラスの南海トラフ地震	(2) 理論上最大クラスの南海トラフ地震	布引山地東縁断層帯（東部）
町の震度予測	6強	7	6弱
液状化危険度	新しい時代の堆積物が厚く堆積している伊勢平野内の伊勢湾沿岸部に危険度が極めて高い範囲がある		伊勢平野内の伊勢湾沿岸部に、液状化危険度の極めて高い範囲が広がっている

■リスク予測（災害により引き起こされる被害）…町の被害

	プレート境界型地震		内陸直下型地震
想定地震	(1) 過去最大クラスの南海トラフ地震 (冬夕発災)	(2) 理論上最大クラスの南海トラフ地震 (冬夕発災)	布引山地東縁断層帯（東部） (冬夕発災)
人的被害（死者、重傷者、軽傷者数）	約20人、30人、200人	約200人、300人、500人	約0人、10人、100人
建物被害（全壊・焼失）	約400棟	約2,900棟	約100棟
避難者数	1日後で約1,100人（うち避難所外約400人）、1ヶ月後で約5,600人（うち避難所外約3,900人）	1日後で約6,500人（うち避難所外約2,600人）、1ヶ月後で約12,000人（うち避難所外約8,600人）	—
帰宅困難者	2,700人		—
停電件数	直後で8,300軒（約89%）、1週間後で約0軒	直後で8,300軒（約89%）、1週間後で約300軒（約3%）	—
上水道断水	直後で約16,000人（約100%）、1週間後で約	直後で約16,000人（約100%）、1週間後で約	—

	11,000人(約73%)	14,000人(約89%)	
下水道機能障害	直後で約15,000人(約100%)、1週間後で約13,000人(約87%)	直後で約15,000人(約100%)、1週間後で約13,400人(約89%)	—
固定電話不通	直後で約3,200回線(約89%)、1週間後で0回線	直後で約3,300回線(約90%)、1週間後で約300回線(約9%)	—
携帯電話停波 基地局率	1日後81%、1週間後0%	1日後82%、1週間後9%	—

(出典：三重県被害想定結果 平成26年3月)

第4章 最悪の事態に陥らせないため、玉城町を強靱化する上での目標

「第2章 玉城町におけるリスクシナリオ」で述べた、大規模自然災害が発生し、本町が未曾有の被害を被った場合でも、以下に設定する「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」に基づき事に臨む。なお、これらの目標は国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）における「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」に則して設定するものである。

1) 基本目標

- I 人命の保護が最大限図られる
- II 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

2) 事前に備えるべき目標

- I 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- II 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- III 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- IV 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- V 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- VI 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- VII 制御不能な二次災害を発生させない
- VIII 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

第5章 玉城町で想定される「起きてはならない最悪の事態」とそれをまねく脆弱ポイントについて

玉城町におけるリスクシナリオは、「第2章 玉城町におけるリスクシナリオ」で述べたとおり、近い将来発生するおそれのある南海トラフ巨大地震等とそれらに伴う液状化、法面崩壊、建物倒壊等及び異常気象による大雨・洪水等々により引き起こされる大規模災害により、玉城町において各種の「起きてはならない最悪の事態」が発生すると考えられる。本項目では、現時点で想定されるそれらの事態を検証する。

1 玉城町で想定される「起きてはならない最悪の事態」

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		
<p>I 人命の保護が最大限図られる</p> <p>II 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される</p> <p>III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</p> <p>IV 迅速な復旧復興</p>	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生
			1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
			1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
			1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態
			1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
			2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
			2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
			2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足
			2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
			2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化
			3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
			3-3	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
			4-2	災害情報が必要な者に伝達できない事態
	5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
			5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
			5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止
5-4			食料等の安定供給の停滞	
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガス、サプライチェーンの機能の停止	
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生	
		7-2	沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
		7-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	

			7-4	有害物質の拡散・流出	
			7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
			7-6	風評被害等による県内経済等への甚大な影響	
	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する		8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
				8-2	道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
				8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
				8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
				8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

※大規模自然災害とは、南海トラフ巨大地震等とそれらに伴う大津波災害及び大雨・洪水による災害

2 想定するリスク

町民生活や本町の経済に甚大な影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかにも大規模事故やテロ、N・B・C災害等も含めたあらゆるものが想定されますが、国の国土強靱化基本計画や三重県国土強靱化地域計画では、首都直下型地震や南海トラフ地震等が遠くない将来に発生すると危惧されていること、また、大規模自然災害の発生は広範囲に甚大な被害をもたらすことから、大規模自然災害を対象リスクとしています。そこで、本計画においても大規模自然災害を対象リスクとするとともに、本町における自然的条件や過去に発生した災害等を考慮し、今後発生するおそれが高い以下の災害を想定した上で、取組を進めます。

- ・地震による災害
- ・台風による災害
- ・集中豪雨等の異常降雨による災害
- ・がけ崩れ、土石流、地滑りによる災害
- ・大規模火災

3 基本目標と基本方針

(1) 基本目標

これまで示してきた玉城町の現状及び想定されるリスクを踏まえ、本計画における基本目標を設定しますが、国土強靱化基本計画では、

- ・人命の保護が最大限図られること
- ・国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ・迅速な復旧復興を4つの「基本目標」として掲げ、国土強靱化を推進すること

また、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、この基本目標をより具体化し国土強靱化基本法に定める脆弱性評価を実施するに当たり、

- ・直接死を最大限防ぐ
 - ・救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
 - ・必要不可欠な行政機能は確保する
 - ・必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
 - ・経済活動を機能不全に陥らせない
 - ・ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
 - ・制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
 - ・社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
- を8つの「事前に備えるべき目標」としています。

三重県国土強靱化地域計画においても、この4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」に沿って設定していますので、本計画においても整合性を図るため以下のとおり目標を設定します。

【基本目標】

- ・人命の保護が最大限に図られること
- ・町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ・町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- ・迅速な復旧復興に資すること

【事前に備えるべき目標】

- ・大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限に図られる
- ・大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ・大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ・大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ・大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ・大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ・制御不能な二次災害を発生させない
- ・大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(2) 基本方針

前項で設定した基本目標及び事前に備えるべき目標を目指して本町における国土強靱化を推進するに当たり、その基本的な方針を国の国土強靱化基本計画に準じ、以下のとおり定めます。

(国土強靱化の取組姿勢)

- ・地域の強靱性を損なう本質的原因を、あらゆる側面から分析して取り組みに当たる

- ・長期的な視野を持ち、計画的な取り組みに当たる
- ・地域間の連携を強化するとともに、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める
- ・地域経済が有する潜在力、回復力、適応力等を強化する
- ・制度・規制の適正な在り方を見据えながら取り組む

(適切な施策の組合せ)

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する
- ・「自助」・「共助」・「公助」を適切に組み合わせ、国、県、本町、町民、事業者、関係団体等が役割分担して適切に取り組む
- ・非常時のみ防災・減災等の効果を発揮する対策ではなく、平常時にも利活用できる対策となるよう工夫する

(効率的な施策の推進)

- ・人口減少や気候変動、社会資本の老朽化等といった変化を踏まえるとともに、予算の効率的な配分による施策の持続的な実施のため、施策の重点化を図る
- ・既存の社会資本を有効活用することで経費を縮減し、効率的に施策を推進する
- ・限られた予算を最大限に活用するため、民間資金の活用を図る
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理を行う
- ・人命保護の観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する
- ・新しい技術やサービスの導入を検討し、効率的かつ効果的に施策を推進する

(地域の特性に応じた施策の推進)

- ・コミュニティ機能を向上するとともに、国土強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じる
- ・環境との調和や景観の維持に配慮するとともに、自然との共生を図る

第6章 脆弱性の評価

1 起きてはならない最悪の事態

国土強靱化基本法では、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うことが必要とされており、その評価は起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うとされています。このため国土強靱化基本計画では、8つの「事前に備えるべき目標」を達成するに当たり妨げになる事態として、45項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、脆弱性評価を行っています。

また、ガイドラインでは、国の国土強靱化基本計画や都道府県の地域計画を参考に、維持や早期回復が必要な重要機能を念頭に置き、地域の特性を踏まえて「起きてはならない最悪の事態」を設定するとしています。

本計画においても、国の国土強靱化基本計画と三重県国土強靱化地域計画に定める「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本町の地域特性等を踏まえた結果、次のとおり36項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

2 評価の方法と施策分野

前項で設定した36項目の「起きてはならない最悪の事態」に基づき、本町が抱える脆弱性（大規模自然災害に対する地域の弱点）を分析・評価します。

その方法は、本町の様々な施策からそれぞれの「起きてはならない最悪の事態」の発生に関連する施策を抽出し、これらの施策に不足する点や進捗の遅れがないかを分析し、評価を行います。

こうして本町の弱点を洗い出す作業が脆弱性評価であり、明らかになった問題点を改善する施策に取り組むことで、地域の強靱化を推進します。

なお、脆弱性評価の各項目には、国の国土強靱化基本計画に定める12分野を参考に、本町の組織構成も踏まえて以下のとおり4つの施策分野を設定し、記載しています。

【両計画における施策分野の対応】

国土強靱化基本計画	玉城町国土強靱化地域計画	国土強靱化基本計画	玉城町国土強靱化地域計画
行政機能／警察・消防等／防災教育等	行政分野	保健医療・福祉	医療保健分野
住宅・都市	都市基盤分野	エネルギー	産業分野
交通・物流		金融	
国土保全		情報通信	
環境		産業構造	
土地利用		農林水産	

第7章 対応方策の検討

1 対応方策の検討方法

前章で実施した脆弱性評価の結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」の回避又は被害低減につながり、本町の強靱化に必要となる対応方策を検討します。

なお、対応方策の内容によっては、本町以外の取組主体（国、県、事業者等）が実施する施策や、これらと連携して実施するものも含まれており、国、県、本町、町民、事業者等の対応方策推進における役割分担を明確にするため、対応方策の各項目名には取組主体を記載します。

2 対応方策の重点化

少子高齢化を伴う人口減少の進展により町税の減収が見込まれる一方、社会保障関連経費やインフラ資産の老朽化対策経費等は増加が見込まれます。

こうした厳しい財政状況の中で本町における国土強靱化施策を持続的に実施していくには、予算の効率的な配分が不可欠となります。

また、脆弱性を調査・分析した結果から導き出した対応方策は多岐にわたっており、限られた予算の中でその全てに着手することは現実的ではありません。

国土強靱化基本法では、第8条の基本方針で「財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図る」と定めており、本計画においても同様の基本方針を定めています。

そこで、本町の国土強靱化を着実かつ速やかに推進するためにも、「選択と集中」の見地に立ち、「起きてはならない最悪の事態」が回避できなかつた場合の影響の大きさや重要性、緊急性、施策の進捗状況や平常時の利活用等を考慮し、対応方策の重点化を行います。

第8章 脆弱性の評価結果と現在の取り組み状況及び対応方策の

検討結果

事前に備えるべき目標その1

～大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる～

1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生

a. 脆弱ポイントの具体的内容

- 玉城町は城下町であり、役場を中心とする田丸市街地においては、住宅家屋が密集しており、また狭隘な道路が多数存在する。建物倒壊や火災が起これば延焼は免れず避

難施設への避難経路の迂回が余儀なくされるおそれがある。 総政

- ◎ 郊外から町中心部への経路は、準用河川外城田川に架かる橋梁を通過する必要がある。該当する橋梁11橋は、一部の橋梁で落橋防止対策はしているが、耐震診断されておらず落橋や倒壊のおそれがある。 建設
- 緊急輸送路である町道田丸土羽線は、狭隘区間が多く存在し家屋や法面、ブロック塀等の倒壊等により通行できなくなるおそれがある。また、迂回を行うにも役場までの経路はそのような狭隘区間を経由する必要があり、物資輸送が著しく困難となるおそれがある。 総政
- ◎ 住宅・建築物の耐震化〈都市基盤〉
耐震基準を満たさない住宅・建築物の倒壊により、多数の死傷者が発生するおそれがある。 建設
- ◎ 宅地の耐震化〈都市基盤〉
地震時に大規模盛土造成地の滑動崩落が生じ、造成宅地における崖崩れ等により多数の死傷者が発生するおそれがある。 建設
- ◎ 工作物等の倒壊・落下防止〈都市基盤〉
沿道のブロック塀倒壊や窓ガラス、屋外広告板等の落下により、死傷者が発生するおそれがある。 建設
- ◎ 地域災害対応力の強化〈行政〉
自治区、事業所等での初期救助及び応急手当が実施されないことにより、多数の負傷者の状態が悪化または死亡するおそれがある。 総政
- ◎ 各家庭や事業所における家具転倒防止対策がされておらず、死傷者が発生するおそれがある。 総政
- 常備消防の救助体制の強化〈行政〉
初動時には、消防勢力の劣勢と情報不足など、十分な救助活動ができないことにより、多数の負傷者を救助できないおそれがある。 総政
- ◎ 非常備消防（消防団）の救助体制の強化〈行政〉
救助資機材等の不足により、多数の負傷者を救助できないおそれがある。 総政
- ◎ 非常備消防（消防団）の人員確保〈行政〉
消防団員の不足等により、多数の災害現場での災害活動ができないおそれがある。
総政
- ◎ 社会福祉施設の耐災性強化〈医療保健〉
老朽化した社会福祉施設の倒壊により、多数の死傷者が発生するおそれがある。 保福
- ◎ 学校施設における非構造部材の耐震対策〈都市基盤〉
非構造部材の落下・転倒・飛散により、死傷者が発生するおそれがある。 教育
- 学校施設における工作物等の倒壊防止〈都市基盤〉
ブロック塀等の倒壊により、避難経路の閉塞や死傷者が発生するおそれがある。 教育

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

- ◎ 消防水利の充実強化を図っている。
また、消火栓・防火水槽を設置する自治区に補助金を交付している。 総政
- ◎ 主要橋梁について、耐震診断を実施し、耐震補強及び落橋防止等の対策を継続して行っていく。
準用河川外城田川に架かる橋梁全 11 橋梁の内、4 橋梁の落橋防止等の耐震化を実施している。 建設
- 避難経路の歩道に点字ブロックを設置し、視覚障害者の避難経路を確保する。 建設
- ◎ 耐震基準を満たしていない建築物について、耐震診断を実施する。また、構造評点 0.7 未満の建屋については、耐震工事および除却工事の補助金を交付している。
建設
- ◎ 住宅・建築物の耐震化【町・町民・事業者】
玉城町建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震基準を満たさない建築物に対し災害に強いまちづくりを進めるため、補助金制度を活用し住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。 建設
- 特定既存耐震不適格建築物等については、必要に応じて指導・助言や、指示・立入調査等の適切な措置を講じることで耐震化を促進する。 建設
- 老朽化が著しい公共施設等については、居住者や近隣住民の生命の安全を確保するため建物の定期的な点検を行うとともに、長期的・計画的な視点で適正な維持管理に必要な修繕等や危険な建物等の除却等を行う。 建設
- ◎ 宅地の耐震化【町・町民・事業者】
大規模盛土造成地を抽出し、滑動崩落のおそれがあるかどうかを調査し、そのおそれがあると判断される場合は、予防対策を検討し実施する。 建設
- ◎ 工作物等の倒落下防止【町・町民・事業者】
壊・公道に面した既存ブロック塀の撤去及び撤去後のフェンス等への改修や生け垣化を行う場合の補助金制度を啓発し活用を促すことで、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進し、安全対策を進める。 建設
- 窓ガラスや屋外広告板の飛散・落下による被害や、自動販売機等の転倒防止について啓発を進める。 総政
- ◎ 地域災害対応力の強化【町・町民・事業者】 総政
共助による地域の災害対応力を強化するため、自治区、事業者等が行う初期消火、応急手当等の訓練の支援・指導を行う。 総政
- ◎ 家具等の転倒・落下・滑動防止対策の普及啓発を積極的に行い、助成制度等の活用を促すなど効果的な対策を進める。 総政
- 常備消防の救助体制の強化【町】
常備消防の体制は、伊勢市消防署玉城出張所（水槽付消防ポンプ車、救急車各 1 台）のみで、大規模災害時には、伊勢市消防本部からの増援は望めないため、平素から玉城町消防団、自衛消防団、自主防災組織との合同訓練を実施し、救助体制の連携強化を図る。

また、大規模災害時には、緊急消防援助隊などの早期要請や受援計画（消防隊）の整備を図る。総政

◎ 非常備消防（消防団）の救助体制の強化【町】

大規模倒壊建物等から安全かつ速やかに救助するため、消防団における救助資機材及び救助資機材搭載可能な車両を配備するとともに、消防団車両等の計画的な更新と適切な維持管理を行う。総政

◎ 非常備消防（消防団）の人員確保【町】

災害時の人員を確保するため、消防団員の入団促進を図るとともに、スキルアップのための訓練を実施する。また、自治区や自主防災組織への訓練も実施する。総政

◎ 社会福祉施設の耐災性強化【町・事業者】

高齢者関係施設、障がい福祉関係施設並びに保育所及び認定こども園等の社会福祉施設について、老朽化対策等を進め、施設利用者の安全・安心を確保する。保福

◎ 学校施設における非構造部材の耐震対策【町】

学校施設の非構造部材の耐震点検及び耐震対策を早期に進める。教育

○ 学校施設における工作物等の倒壊防止【町】

ブロック塀や工作物等の点検・改修等を行い、倒壊時の避難経路確保や安全対策を進める。教育

C. 指標（現状値）

・防火水槽設置 R元年現在 149基のうち耐震化 22基

R元年までの過去5年 消火栓・防火水槽設置補助 3件 総政

・主要橋梁について、耐震補強及び落橋防止等の対策を継続して行っていく。

準用河川外城田川に架かる橋梁全11橋梁の内、4橋梁について落橋防止対策を実施している。

主要橋梁 橋長L=15m以上 11橋梁 建設

・避難経路の歩道に点字ブロックを設置し、視覚障害者の避難経路を確保する。

管理歩道延長 全2.9km 保福 建設

・ブロック塀撤去について補助金を交付している。

R元年現在 10件（撤去実施） 建設

・耐震基準を満たしていない建築物について、耐震診断を推進し実施している。また、構造評点0.7未満の建屋については、耐震工事および除却工事の補助金を交付している。

R元年度現在 14件（耐震診断実施）※元年度のみの数値。 H15～は311件

R元年度現在 1件（耐震補強補助金交付）※H15～は13件

R元年度現在 4件（除却工事補助金交付）※H15～は6件 建設

1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

a. 脆弱ポイントの具体的内容

- 玉城町は「地震時に著しく危険な密集市街地」には指定されていないが、住宅が密集している地域もあることから、建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地の火災の発生により死傷者が発生するおそれがある。 総政
- ◎ 町内住宅密集地において、幅員の狭い道路沿いの住宅や電柱などの構造的倒壊により道路を閉鎖するおそれがある。 建設
- 町内の代表的な住宅密集地は田丸市街地である。また、近年空き家が多数みられ、中には適正な管理がなされていないものがあり、想定される災害に見舞われた場合、倒壊の危険性または、火災発生時の初期消火ができないおそれがある。 建設
- 田丸中心部においては、住宅が密集しており、比較的狭い土地に密集して建設され、道路も狭いことから、火災発生時に延焼火災の発生や、多数の死傷者が発生するおそれがある。 総政 建設
- 町内には、役場庁舎をはじめとする公共施設（各学校、保育所、保健福祉会館、中央公民館、各地区公民館等）が存在しており、不特定多数の人が利用している。それら施設においては、老朽化により耐震基準を満たしていない建物も存在しており、地震時には倒壊のおそれがある。 総政、保福、教育、産振
- ◎ 防火対象物の防火・防災管理体制の強化〈行政〉
防火対象物の火災による延焼拡大や逃げ遅れ等により、多数の死傷者が発生するおそれがある。 総政
- ◎ 耐震性防火水槽の整備〈行政〉
消防水利が不足し火災が延焼拡大することにより、多数の死傷者が発生するおそれがある。 総政
- 常備消防の消火体制の強化〈行政〉
初動時には、消防勢力の劣勢と情報不足など、十分な消火活動ができないことにより、大規模火災が更に延焼拡大し、多数の死傷者が発生するおそれがある。 総政
- ◎ 非常備消防（消防団）の消火体制の強化〈行政〉
消火資機材等の不足で大規模火災が更に延焼拡大することにより、甚大な被害や、多数の死傷者が発生するおそれがある。 総政
- ◎ 非常備消防（消防団）の連携強化〈行政〉
他分団や常備消防との連携が図れず延焼が拡大することにより、甚大な被害や、多数の死傷者が発生するおそれがある。 総政
- 避難誘導體制の確保〈行政〉
避難場所や避難経路等に関する知識が不足し避難活動が低下することで、被害が拡大するおそれがある。 総政
- 避難場所等の整備〈行政〉
避難を行うスペースがなく、延焼火災により被害が拡大するおそれがある。 総政
- ◎ 狭隘道路の拡幅整備〈都市基盤〉
道幅の狭い道路は、建築物等の倒壊により避難、消火・救助活動に支障をきたし、二

次災害や交通麻痺が発生するおそれがある。 建設 総政

○ 密集市街地の改善〈都市基盤〉

延焼火災の発生や、緊急車両の通行に支障が出て、多数の死傷者が発生するおそれがある。 建設

○ 高齢者関係施設等へのスプリンクラー設備等の整備〈医療保健〉

高齢者関係施設等における火災の発生により、多数の死傷者が発生するおそれがある。 保福 総政

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

○ 町営住宅（旧建築基準）の耐震診断を実施し、地震による倒壊対策としている。建設

◎ 町内消防団員の人員、資機材整備充実を計画的に実施するほか、町内各自治区における自主防災組織の設立を推奨し、地域防災力の向上を図る。総政

◎ 空き家対策として、平成29年度には、「空き家等実態調査」、平成30年度には「空き家所有者等意向調査」、「空き家等対策推進協議会」の設置、令和元年度には「空き家等対策計画」を策定し、空き家問題の対策を講じている。 建設

◎ 防火対象物の防火・防災管理体制の強化【町・事業者】

防火対象物に対する立入検査を実施し、大規模自然災害時における防火・防災管理体制の強化について指導する。 総政

◎ 耐震性防火水槽の整備【町】

地震により消火栓等が損傷し消防水利が使用できない場合に備え、耐震性防火水槽を計画的に整備する。 総政

○ 常備消防の消火体制の強化【町】

常備消防の体制は、伊勢市消防署玉城出張所（水槽付消防ポンプ車、救急車各1台）のみで、大規模災害時には、伊勢市消防本部からの増援は望めないため、平素から常備消防と玉城町消防団、自衛消防団、自主防災組織との連携した合同訓練を実施し、消火体制の連携強化を図る。また、大規模災害時には、同時多発火災や大規模延焼拡大火災に進展するなど消防力が劣勢となるため、緊急消防援助隊などの早期要請や受援計画（消防隊）の整備を図る。

大規模火災に対応するため、消防隊における消火資機材や大規模火災現場での活動調整及び後方支援等を行える大型消防車等の導入を伊勢市消防本部と連携して進める。 総政

◎ 非常備消防（消防団）の消火体制の強化【町】

大規模火災に対応するため、消防団における消火資機材等を配備するとともに、消防団車両等の計画的な更新と適切な維持管理を行う。 総政

◎ 非常備消防（消防団）の連携強化【町】

火災を早期鎮圧・鎮火するため、他分団や常備消防との消火訓練により連携強化を図る。 総政

○ 避難誘導體制の確保【町・事業者】

町民や事業者に対する啓発活動を通じ、火災の発生に伴う危険箇所等を把握し、住民等の安全な避難誘導が行えるような体制づくりを行う。

公共施設の施設管理者として、施設利用者の安全な避難誘導が行えるように防火管理体制を徹底する。 総政 保福 産振 病老 教育

○ 避難場所等の整備【町】

公園等を活用した一時避難場所の確保を行う。 総政

◎ 狭隘道路の拡幅整備【町・町民】

災害に強いまちづくり及び緊急車両が通行可能な住環境の形成を図るため、道路拡幅用地に係る測量・分筆及びブロック塀の除却等に要する費用の一部を助成し、狭隘道路整備等促進事業を推進する。 建設

○ 高齢者関係施設等へのスプリンクラー設備等の整備【町・事業者】

高齢者関係施設等において、初期消火により延焼を防止するため、スプリンクラー設備等の設置を促進し、施設利用者の安全・安心を確保する。 総政、保福

c. 指標（現状値）

- ・耐震診断実施件数 44件（令和元年度までの過去5年間）構造評点0.7未満は43件で、耐震改修及び補強設計、除却工事を実施した件数は、11件（令和元年度までの過去5年間） 建設
- ・消防団の条例定数充足率：90.0% R元年 総政
- ・町内自主防災組織整備率：20.3% R元年 総政

1-3) 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地等の浸水

a. 脆弱ポイントの具体的内容

- ◎ 近年、森林の保水機能の低下や水田の宅地化、畑への転作による利水（ため池など）の減少により、ますます洪水のおそれがある。 産振
- 既存の上水道水源地の取水施設は、1級河川宮川の堤下に設置されており、河川の氾濫や護岸の崩壊等に見舞われた場合、取水施設の機能不全や配管等が破損し飲料水の供給が困難になるおそれがある。 上下水
- ◎ 洪水対応力の強化〈行政〉
洪水発生時の避難場所・経路や浸水予測地を知らないために、被害が拡大するおそれがある。 総政 保福 教育
- ◎ 総合的な治水対策の推進〈都市基盤〉
過去の豪雨での浸水区域にて、再び重大な被害が発生するおそれがある。
総政 建設
- 排水施設の機能確保〈都市基盤〉
排水路・外堀等の能力不足により、被害が拡大するおそれがある。 建設 総政 産振
- ◎ 災害時の機能強化〈行政〉

内水氾濫及び洪水発生時において災害用資機材が整備されていないため、迅速な対応が取れないおそれがある。 総政

○ 応急対応訓練の実施〈行政〉

仮設排水施設等の取扱いに不慣れなため応急対応が遅れ、被害が拡大するおそれがある。 総政

◎ 非常備消防（消防団）の水害対応力の強化〈行政〉

消防団員の不足等により、河川の堤防決壊等による被害が拡大するとともに、資機材の不足により、浸水で孤立した負傷者等を救助できないおそれがある。 総政

◎ 河川管理体制の強化〈都市基盤〉（再掲）

河川の堤防決壊等により、多数の死傷者が発生するおそれがある。 建設

◎ 一級河川宮川の堤下に位置する山岡水源地施設が河川の氾濫、破堤により、浸水等により機能不全に陥るおそれがある。 上下水

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

◎ 河川、排水路等の改修による排水機能強化を計画的に実施している。 建設

○ 宮川の治水機能を担う宮川ダム、三瀬谷ダムとの大雨時の放流情報を共有している。 建設 総政

◎ 浸水しやすい箇所には事前対策として土嚢積などを実施する。 建設 総政

○ 町防災行政無線、エリアメールなどを用いた大雨情報、避難準備情報・勧告等の迅速な情報提供を行っている。玉城町ハザードマップ（洪水、土砂災害）の有効活用と町ホームページ掲載により、住民への啓発に取り組んでいる。 総政

○ 飲料水確保については、既存施設が被災により機能不全に陥った場合も含め、不測の事態にも対応できるよう新たな水源地の確保なども検討している。 上下水

◎ 洪水対応力の強化【町・町民・事業者】

浸水想定区域や指定避難所等の場所、災害への心構え等を記載した洪水浸水ハザードマップを作成・配布し、住民が地域の災害特性を把握するとともに、迅速かつ円滑な避難につながるよう啓発を進める。 総政

◎ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難計画の作成や避難訓練の実施を促進する。 総政

○ 開発行為における雨水流出抑制施設の設置により、雨水流出量を抑制する。 建設

◎ 市街地等の長期的な浸水を防ぐため、排水施設を整備・長寿命化する。 建設

◎ 市街地にある受益地がない農業用ため池を廃止、又は洪水調整池に転用する。 産振

◎ 災害時の機能強化【町】

速やかに災害対応を行うため、排水ポンプ車等災害用資機材整備を進める。 総政

○ 応急対応訓練の実施【町】

国や民間の排水ポンプ車等派遣を想定した訓練を実施する。 総政

◎ 非常備消防（消防団）の水害対応力の強化【町】

災害時の人員を確保するため、消防団員の入団促進を図るとともに、河川の堤防決壊

等に備え、水防資機材の整備及び救助資機材を配備し水害対応訓練を行う。 総政

◎ 河川管理体制の強化【国・県・町】

河川整備計画に基づき、国・県及び関係機関と協力して河川改修や堆積土砂の撤去、堤防・護岸等の河川構造物の改修等の整備を推進する。

また、準用河川や普通河川に関しては、緊急自然災害防止対策事業債や緊急浚渫推進事業費等を活用し、河川の整備や維持保全を進める。 建設

- ◎ 上水道施設である山岡水源地及び管理事務所において、国土交通省が示す洪水ハザードマップにより 1.0mから 3.0mの浸水区域であることから浸水対策を講じた施設に整備する必要がある。 上下水

c. 指標

なし

1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり町土の脆弱性が高まる事態

a. 脆弱ポイントの具体的内容

◎ 土砂災害対応力の強化〈行政〉

土砂災害危険箇所や土砂災害発生時の避難場所を知らないために、被害が拡大するおそれがある。 総政

◎ 急傾斜地崩壊対策事業等の推進〈都市基盤〉

地震や集中豪雨等により発生する土石流やがけ崩れにより、多数の死傷者が発生するおそれがある。近年、森林の保水機能の低下や水田の宅地化、畑への転作による貯水能力の減少により、ますます洪水のおそれがある。総政 建設 産振

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

◎ 土砂災害対応力の強化【県・町・町民・事業者】

県が指定する土砂災害警戒区域を基に、土砂災害警戒区域や指定避難所等の場所、災害への心構え等を記載した土砂災害ハザードマップを作成・配布し、住民が地域の災害特性を把握するとともに、迅速かつ円滑な避難につながるよう啓発を進める。

建設 総政

- ◎ 住民等が土砂災害から緊急かつ一時的な避難や、長期間の避難生活を行う避難場所の確保を進める。 総政

- ◎ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難計画の作成や避難訓練の実施を促進する。 総政

- 山間部観光地における多言語対応の案内看板設置等、観光客の避難誘導體制を整備する。 産振 総政

- ◎ 急傾斜地崩壊対策事業等の推進【県】

標識の設置を始めとした急傾斜地対策、地すべり対策を進める。 建設

c. 指標

なし

1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

a. 脆弱ポイントの具体的内容

- 災害対策本部における情報収集・発信手段の確保〈行政〉
電力・通信網の遮断により被害情報等の把握や避難情報等の発信ができず、被害が拡大するおそれがある。 総政
- 町民等における情報収集・発信手段の確保〈行政〉
電力・通信網の遮断により避難情報等の収集や救助要請ができず、被害が拡大するおそれがある。 総政
- ◎ 河川等の水位情報を活用した警戒避難体制の整備〈都市基盤〉
河川や水路等の水位をリアルタイムで把握できないと、排水施設の効率的な管理やきめ細かな警戒避難判断ができず、被害が拡大するおそれがある。 建設 総政
- ◎ 社会福祉施設における避難体制の整備〈医療保健〉
被害を受けやすい状況にある高齢者、障がい者及び子ども等の避難が遅れ、被害が拡大するおそれがある。 保福
- 消防本部における情報収集・発信手段の確保〈行政〉
通信網の遮断により被害情報等の把握や情報共有等ができず、被害が拡大するおそれがある。 総政
- ◎ 観光客への情報伝達・帰宅支援体制の整備〈産業〉
観光客は地理的に不慣れなため、適切な情報伝達が行われないと多数の死傷者が発生、もしくは大量の帰宅困難者となるおそれがある。 総政 産振 教育
- 町内の企業の通勤者に適切な情報が伝達されないと帰宅困難者が発生するおそれがある。 産振

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

- 災害対策本部における情報収集・発信手段の確保【町】
行政機関、医療機関及び教育機関等との連絡体制を確保するため、整備済の移動系防災行政無線等の維持管理を行う。
防災拠点への非常用電源整備や、複数の情報収集・発信手段の確保を進める。 総政
- 町民等における情報収集・発信手段の確保【町・町民】
町民等への複数の情報発信手段の確保を進めるほか、各種情報収集・発信手段の啓発活動を行う。
町民等は、同報系防災行政無線のほか、これを補完する各種情報収集・発信手段の利

活用に努める。 総政

◎ 河川の水位情報を活用した警戒避難体制の整備【町】

主要な河川や水路等の水位や流量情報等を把握できるように、監視カメラの設置や施設の改良を検討し実施する。 建設

◎ 社会福祉施設における避難体制の整備【町・事業者】

高齢者関係施設、障がい福祉関係施設並びに保育所及び認定こども園等の社会福祉施設において、各施設に応じた避難計画を策定するとともに、定期的な避難訓練を行い、迅速な避難行動ができる体制を整備する。 保福 総政

○ 消防本部における情報収集・発信手段の確保【町】

消防本部と連携し、高機能消防指令センター、消防救急デジタル無線、高所監視カメラ、衛星通信機器、J-アラート及び防災行政無線等の複数の情報収集・発信手段を確保するほか、各種機器の耐用年数等を考慮し、計画的な更新と維持管理を行う。
総政

◎ 観光客への情報伝達・帰宅支援体制の整備【町事業者】

放送設備の整備や多言語対応の案内看板設置等により、観光客への情報伝達体制及び帰宅支援体制を整備する。 産振 教育

○ 町内企業との情報伝達・帰宅支援体制の整備【町・事業者】

放送設備の整備により、町内企業との情報伝達体制及び帰宅支援体制を整備する。
総政 産振

c. 指標

なし

事前に備えるべき目標その2

～大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）～

2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

a. 脆弱ポイントの具体的内容

○ 応急給水体制の確保〈行政〉 上下水

○ 浄水場や水道管等に被害が生じることで、水道水の供給が長期間停止するおそれがある。 上下水

◎ 食料・保存水等の備蓄〈行政〉

食料・保存水・生活必需品等の備蓄品等が不足するおそれがある。 総政

◎ 陸路輸送ルート確保〈都市基盤〉

道路や橋梁等の被災により、人員や物資の広域的な輸送が長期間停止するおそれがある。 総政 建設

○ 物資供給体制の確保〈行政〉

緊急物資等の集中による混乱や地域交通網の遮断により物資供給が長期間停止するおそれがある。総政 産振

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

○ 応急給水体制の確保【町・町民・事業者】

給水基地（配水池等）及び応急給水拠点（指定避難所等）の整備、応急資機材の備蓄を進める。上下水 総政

○ 災害時応援協定に基づく生活用水・消防用水の提供や、災害時協力井戸登録件数の更なる増加を推進し、生活用水の確保を図る。 総政

◎ 食料・保存水等の備蓄【町・町民・事業者】

食料・保存水・生活必需品等を計画的に備蓄するとともに、家庭・事業所等における備蓄が促進するよう啓発を図る。 総政

◎ 陸路輸送ルート確保【国・県・町】

緊急輸送道路や主要な道路、迂回路となる道路の維持修繕、道路附属物や橋梁の点検、修繕及び耐震化等を推進するとともに、災害時における迂回路の確保等、有効に機能する道路ネットワーク整備を推進する。災害時の物資輸送や避難・救助・医療活動の重要なルートである緊急輸送道路には国道や県道も多く、他市町とも連携して整備促進を要望する。建設

【該当事業：田丸宮古線道路改良事業 事業費 256.3 百万円 事業期間令和 3 年度～令和 5 年度】

○ 物資供給体制の確保【県・町・事業者】

玉城町災害時受援計画に基づき、広域輸送拠点での受入体制の確保や、広域輸送拠点から各指定避難所等への輸送体制を確保する。小売事業者や運送事業者等との災害時応援協定を締結し、緊急時の物資供給・輸送体制を確保する。 総政

c. 指標

なし

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

a. 脆弱ポイントの具体的内容

◎ 陸路輸送ルート確保（都市基盤）（再掲）

道路や橋梁等の被災により、人員や物資の地域内の輸送が長期間停止するおそれがある。 建設 総政 産振

◎ 食料・保存水等の備蓄（行政）（再掲）

食料・保存水・生活必需品等の備蓄品等が不足するおそれがある。 総政 産振

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

◎ 陸路輸送ルートの確保【国・県・町】（再掲）

緊急輸送道路や主要な道路、迂回路となる道路の維持修繕、道路附属物や橋梁の点検、修繕及び耐震化等を推進するとともに、災害時における迂回路の確保等、有効に機能する道路ネットワーク整備を推進する。災害時の物資輸送や避難・救助・医療活動の重要なルートである緊急輸送道路には国道や県道も多く、他市町とも連携して整備促進を要望する。建設

◎ 食料・保存水等の備蓄【町・町民・事業者】（再掲）

食料・保存水・生活必需品等を計画的に備蓄するとともに、家庭・事業所等における備蓄が促進するよう啓発を図る。総政

c. 指標

なし

2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

a. 脆弱ポイントの具体的内容

○ 救助機関相互の連携強化〈行政〉

自衛隊、警察、消防等の連携不足により、効率的な救助・救急活動等が実施できないおそれがある。総政

◎ 常備消防庁舎の老朽化対策〈行政〉

災害に対応するための庁舎機能が不全となり、災害活動に支障が生じるおそれがある。総政

◎ 消防出張所機能の再編〈行政〉

大雨等の浸水で消防出張所が浸水・孤立することにより、消防出張所機能が不全となるおそれがある。総政

○ 災害対応能力の向上〈行政〉

実践的な訓練の不足により、迅速かつ適切な災害対応ができないおそれがある。総政

○ 緊急消防援助隊の受援体制の整備〈行政〉

緊急消防援助隊の受入れ態勢の不備により、早期に活動を開始できないおそれがある。総政

◎ 非常備消防（消防団）庁舎の再編整備〈行政〉

災害に対応するための庁舎機能が不全となり、災害活動に支障が生じるおそれがある。総政

◎ 非常備消防（消防団）の人員確保〈行政〉（再掲）

消防団員の不足等により、多数の災害現場での災害活動ができないおそれがある。総政

○ 災害対応能力の向上〈行政〉

大規模自然災害に被災することで、避難誘導等の警察活動が絶対的に不足するおそれがある。 総政

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

- 救助機関相互の連携強化【国・県・町・町民・事業者】
町が開催する防災訓練に防災関係機関の積極的な参加を促進し、防災関係機関等との連携強化を図る。 総政
- ◎ 常備消防庁舎の老朽化対策【町】
災害活動を維持するため、老朽化対策が未実施となっている常備消防庁舎の整備計画（移転）を進める。 総政
- ◎ 消防出張所機能の再編【町】
災害活動を維持するため、浸水想定区域内にある消防出張所の整備計画（移転）を進める。 総政
- 災害対応能力の向上【町】
常備消防と連携し、職員等の災害対応能力を向上するための実践的な訓練を実施する。 総政
- 緊急消防援助隊の受援体制の整備【町】
消防力の絶対的不足に対応するため、全国規模の消防の応援部隊である緊急消防援助隊の受援体制を整備する。 総政
- ◎ 非常備消防（消防団）庁舎の再編整備【町】
災害活動を維持するため、老朽化対策が未実施となっている非常備消防車庫について、適切な維持管理に努めるとともに、他の公共施設の利活用、集約化、複合化、除却等の再編・再配置の整備を進める。 総政
- ◎ 非常備消防（消防団）の人員確保【町】（再掲）
災害時の人員を確保するため、消防団員の入団促進を図るとともに、スキルアップのための訓練を実施する。また、自治区や自主防災組織への訓練も実施する。 総政
- 災害対応能力の向上【県】
大規模自然災害発生時における避難誘導、救出救助・捜索、交通対策等の警察活動施設の整備を迅かつ的確に実施するため、実践的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力を向上させる。
総政

c. 指標

なし

2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

a. 脆弱ポイントの具体的内容

- 常備消防における石油類燃料の確保〈行政〉
自家用発動発電機及び消防車・救急車等の燃料の枯渇により、消防活動に支障をきたすおそれがある。 総政
- 常備消防等における給油設備等の整備〈行政〉
民間のガソリンスタンドに給油希望者が殺到することにより、消防車・救急車等への迅速な給油ができず消防活動に支障をきたすおそれがある。 総政
- 常備消防における非常用電源の確保〈行政〉 総政
電力供給の遮断により、常備消防の庁舎が機能せず消防活動に支障をきたすおそれがある。 総政

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

- 常備消防における石油類燃料の確保【町】
石油類燃料の供給停止に備えるため、消防出張所等でガソリン及び軽油を一定量確保する。 総政
- 常備消防等における給油設備等の整備【町】
消防出張所・消防団車両及び緊急消防援助隊車両等への迅速な給油を行うため、民間ガソリンスタンドとの災害時における燃料供給に関する応援協定の締結を進める。 総政
- 常備消防における非常用電源の確保【町】
電力供給の遮断に備え、常備消防と連携し非常用電源として庁舎に設置している自家用発動発電機の稼働時間延長のための整備を進める。 総政

c. 指標（現状値）

- 大規模災害に備え、必要な災害応援協定を締結する。
災害応援協定の締結件数 33件

2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足

a. 脆弱ポイントの具体的内容

- 交通施設等の防災対策〈都市基盤〉
公共交通機関（鉄道・バス等）が被災し公共交通が運休することで、人員や物資の広域的な移動が長期間停止するおそれがある。 総政
- 帰宅困難者の支援体制の確保〈都市基盤〉
公共交通機関の運休により、多数の帰宅困難者が発生するおそれがある。 総政
- 観光客への情報伝達・帰宅支援体制の整備〈産業〉（再掲）
観光客は地理的に不慣れなため、適切な情報伝達が行われないと多数の死傷者が発生したり、大量の帰宅困難者が発生するおそれがある。 総政 産振 教育
- 町内の企業の通勤者に適切な情報が伝達されないと帰宅困難者が発生するおそれが

ある。 産振

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

○ 交通施設等の防災対策【町・事業者】

公共交通の運休を少なくするため、公共交通運行事業者、道路管理者等が防災対策を推進するとともに、代替輸送体制を確保するよう促す。 総政 建設

○ 帰宅困難者の支援体制の確保【町・事業者】

大規模な災害時には多数の帰宅困難者が発生することが考えられることから、帰宅困難者への対応について、一時的に滞在できる施設を確保するために協定等の締結を進めるほか、国の取り組み方針を踏まえ、鉄道事業者と共同して対応を強化する。

総政

○ 観光客への情報伝達・帰宅支援体制の整備【町・事業者】（再掲）

放送設備の整備や多言語対応の案内看板設置等により、観光客への情報伝達体制及び帰宅支援体制を整備する。 総政 産振

○ 町内企業との情報伝達・帰宅支援体制の整備【町・事業者】

放送設備の整備により、町内企業との情報伝達体制及び帰宅支援体制を整備する。

総政 産振

c. 指標

なし

2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

a. 脆弱ポイントの具体的内容

◎ 災害時の医療機能の確保〈医療保健〉

医療従事者や物資の不足により医療機能が麻痺するおそれがある。 総政 保福

○ 医療人員・物資供給体制の確保〈医療保健〉

地域交通網の遮断等により、医療人員・物資の供給が長期間停止するおそれがある。

総政

○ 常備消防の救急体制の強化〈行政〉

救急救命士の不足等により、消防による救急医療が実施できず負傷者の傷病が悪化するおそれがある。 総政

○ 災害により施設機能が喪失し、給水停止や施設の復旧が長期間にわたり医療施設の運営に必要な生活用水が確保できないおそれがある。 上下水

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

◎ 災害時の医療機能の確保【町・事業者】

災害時に備え、医療従事者・水・医薬品等の確保を行う。 総政 病老

- 医療人員・物資供給体制の確保【町・事業者】
医師会等との災害時応援協定により、緊急時の医療人員・物資の供給体制を確保する。 総政
- 常備消防の救急体制の強化【町】
消防における救急体制を維持するため救急救命士の養成・配備を消防本部と連携し進める。 総政
- ◎ 緊急度、重要度を勘案して配水施設の更新及び耐震を図る。 上下水

c. 指標

- ・配水管の耐震率 管理延長 L = 1 6 7 k m 耐震率現状 5 5 . 6 %
目標年 0 . 5 %向上 上下水

2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

a. 脆弱ポイントの具体的内容

- ◎ 要配慮者への支援体制整備〈医療保健〉
避難生活環境等の悪化により、要配慮者の健康状態が損なわれるおそれがある。
保福
- ◎ 指定避難所へのマンホールトイレの整備〈都市基盤〉
多数の避難者が生活することで指定避難所の公衆衛生環境が悪化し、大規模な疾病・感染症等が発生するおそれがある。 保福 総政 上下水 税住 教育

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

- ◎ 要配慮者への支援体制整備【町・事業者】
一般の指定避難所では避難生活に支障が想定される介助や見守り等の特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦などの要配慮者を対象に、資格を有した専門職員を配置することにより、安心して避難生活を送ることができる福祉避難所の体制づくりを進める。 保福、総政
- ◎ 指定避難所へのマンホールトイレの整備を図る。【町】総政 上下水 教育

c. 指標

なし

事前に備えるべき目標その3

～大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する～

3-1) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化

a. 脆弱ポイントの具体的内容

- 被災による機能低下の回避〈行政〉
大規模自然災害発生時の被災が原因で警察機能が低下し、治安が悪化するおそれがある。 総政 税住
- 交通渋滞・交通事故の回避〈行政〉
大規模自然災害発生時の停電に伴う信号機の停止が原因で、渋滞や交通事故が発生するおそれがある。 総政 税住

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

- 被災による機能低下の回避【県】
公共の安全と秩序の維持を図る観点から、大規模自然災害発生時における優先業務を継続するため、警察と連携し、装備資機材の充実強化を図る。 総政
生活安全推進協議会により青色回転灯車による防犯パトロールを実施しており、引き続き実施する。 税住
危険個所を把握し防犯灯、防犯カメラの設置をすすめており、引き続き実施する。
税住
- 交通渋滞・交通事故の回避【県】
大規模自然災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞や交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備を推進する。総政
交通安全意識と交通マナー向上に向け関係機関と連携し、引き続き交通安全運動キャンペーン等啓発活動を実施する。 税住
交通の安全確保のため、引き続き危険個所への注意喚起、交通安全施設の整備促進を実施する。 税住

c. 指標

なし

3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

a. 脆弱ポイントの具体的内容

- 交通渋滞・交通事故の回避〈行政〉(再掲)
大規模自然災害発生時の停電に伴う信号機の停止が原因で、渋滞や交通事故が発生するおそれがある。 総政 税住

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

- 交通渋滞・交通事故の回避【県】(再掲)
大規模自然災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞や交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備を推進する。 総政
交通安全意識と交通マナー向上に向け関係機関と連携し、引き続き交通安全運動キャン

ペーン等啓発活動を実施する。 税住
交通の安全確保のため、引き続き危険個所への注意喚起、交通安全施設の整備促進を実施する。 税住

c. 指標
なし

3-3) 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

a. 脆弱ポイントの具体的内容

- ◎ 災害対策本部体制の整備〈行政〉
大規模自然災害発生時の混乱等により、災害対策本部が正常に機能しないおそれがある。 総政
- 町の業務継続体制の整備〈行政〉
電力・通信網の遮断や災害応急対応による人員不足のため、最低限必要な行政機能が確保されないおそれがある。 総政
- 町職員の参集体制の整備〈行政〉
町職員等の被災により人員が不足し、行政機能が大幅に低下するおそれがある。 総政
- 庁舎等の災害対応機能強化〈行政〉
大規模自然災害発生時等の浸水や停電に伴い、庁舎等の災害対応機能が著しく低下するおそれがある。 総政
- ◎ 公共施設の整備・管理保全〈行政〉
公共施設が被災することにより、災害対策拠点や指定避難所等としての機能が大幅に低下するおそれがある。 総政 保福 教育
- ◎ 学校施設の整備・管理保全〈都市基盤〉
老朽化した学校施設の校舎や体育館等が被災し、避難所としての機能が大幅に低下するおそれがある。 教育
- ◎ 常備消防庁舎の老朽化対策〈行政〉(再掲)
災害に対応するための庁舎機能が不全となり、災害活動に支障が生じるおそれがある。 総政
- ◎ 消防出張所機能の再編〈行政〉(再掲)
大雨等の浸水で消防出張所が浸水・孤立することにより、消防出張所機能が不全となるおそれがある。 総政
- 消防災害対策本部の強化〈行政〉
大規模自然災害発生時の混乱等により、消防災害対策本部が正常に機能しないおそれがある。 総政
- 非常備消防(消防団)庁舎の再編整備〈行政〉(再掲)
災害に対応するための庁舎機能が不全となり、災害活動に支障が生じるおそれがある。

る。総政

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

◎ 災害対策本部体制の整備【町】

災害対策本部設置・運営マニュアルに基づき、災害発生直後から体制を確保するとともに、平常時から災害対策の図上訓練を実施し、情報収集・命令系統の確認を行う。
総政

○ 町の業務継続体制の整備【町】

図上訓練等を通して玉城町業務継続計画の検証を行い、実効性のある計画に見直しを図る。 総政

○ 町職員の参集体制の整備【町】

町職員・消防団員の緊急連絡網を利用した参集命令の伝達及び安否・参集状況の確認を行う。 総政

○ 庁舎等の災害対応機能強化【町】

庁舎等の自家用発電機の燃料タンク容量増加等の整備を実施し、災害対応機能の強化を行う。 総政

◎ 公共施設の整備・管理保全【町】

公共施設は、災害時の対策拠点、指定避難所、一時避難場所等として使用されること、また、災害時にあっても行政サービスを継続していく必要があることから、施設の安全かつ適正な管理に向け、老朽化対策等の必要な改修、修繕を行う。
総政、保福、教育

◎ 学校施設の整備・管理保全【町】

学校施設は災害時に指定避難所として利用されることから、校舎や体育館等の老朽化対策及び段差解消や多目的便所整備等のバリアフリー化、安心して快適な環境整備などを推進する。教育

◎ 常備消防庁舎の老朽化対策【町】（再掲）

災害活動を維持するため、老朽化対策が未実施となっている常備消防庁舎の整備計画（移転）を進める。 総政

◎ 消防出張所機能の再編【町】（再掲）

災害活動を維持するため、浸水想定区域内にある消防出張所の整備計画（移転）を進める。総政

○ 消防災害対策本部の強化【町】

消防災害対策本部が災害発生直後から機能するため、緊急消防援助隊の受援を含めた実践的な訓練を実施するとともに資機材を整備する。総政

○ 非常備消防（消防団）庁舎の再編整備【町】（再掲）

災害活動を維持するため、老朽化対策が未実施となっている非常備消防車庫について、適切な維持管理に努めるとともに、他の公共施設の利活用、集約化、複合化、除却等の再編・再配置の整備を進める。総政

c. 指標
なし

事前に備えるべき目標その4

～大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する～

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

a. 脆弱ポイントの具体的内容

- 同報系防災行政無線の電力確保〈行政〉
電力の供給停止により同報系防災行政無線が使用できず、災害情報等の発信ができな
いおそれがある。 総政
- 移動系防災行政無線の電力確保〈行政〉
電力の供給停止により移動系防災行政無線が使用できず、被害状況の把握や医療機関
等との連絡体制を確保できないおそれがある。総政
- 避難所における通信手段の確保〈行政〉
電力の供給停止により通信機器等が使用できないおそれがある。 総政
- ライフライン（上水、下水、農集）の機能停止〈行政〉
送水ポンプ、マンホールポンプの施設が停止するおそれがある。 上下水

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

- 同報系防災行政無線の電力確保【町】
非常時に備え、親局や中継局の非常用発電機や屋外拡声子局のバッテリーなど、同報
系防災行政無線の適切な維持管理を行う。 総政
- 移動系防災行政無線の電力確保【町】
非常時に備え、基地局の非常用発電機や無線機の予備バッテリーの定期的な点検な
ど、移動系防災行政無線の適切な維持管理を行う。総政
- 高機能消防指令センター等の非常用電源の確保【町】
消防出張所等と連携し高機能消防指令センター、消防情報通信機器及び消防救急デジ
タル無線等の非常用電源である自家用発電機の燃料を備蓄する。 総政
- 避難所における通信手段の確保【町、事業者】
避難者等の通信手段を確保するため、特設公衆電話の設置に努める。 総政
- 住宅用太陽光発電システムを設置するものに対し補助金の交付を行っている。税住
- 自家発電機器の設置、無停電装置（USP）設置によるバックアップ機能の充実を図
る。 上下水

c. 指標
なし

4-2) 災害情報が必要な者に伝達できない事態

a. 脆弱ポイントの具体的内容

◎ 情報提供手段の多重化（行政）

テレビ・ラジオの放送中断等により、災害情報が伝達できないおそれがある。 総政

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

◎ 情報提供手段の多重化【町】

同報系防災行政無線を始め、町ホームページ（アクセスの負荷分散対応含む）・スマホアプリやメール配信サービス、ファクス配信や電話応答サービス、広報車の巡回や広報誌等の紙媒体の配布といった複数の情報提供手段を維持・整備するとともに、大規模自然災害発生時に速やかに情報発信できるよう、日頃から点検や訓練を行う。

総政

c. 指標

なし

事前に備えるべき目標その5

～大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない～

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

a. 脆弱ポイントの具体的内容

◎ 事業者における事業継続計画の策定（産業）

各事業所の被災やサプライチェーンの寸断等により、経済活動が低下するおそれがある。 産振 上下水 建設

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

◎ 事業者における事業継続計画の策定【町・事業者】

大規模自然災害発生時におけるサプライチェーン寸断やエネルギー供給停止の防止策及び被災時の影響を最小限に留めるための代替手段や応急復旧策の実施に備え、各事業所における事業継続計画策定を促進する。

中小規模事業者の自然災害への事前の備えや事後の復旧を支援するため、商工会と連携し、事業継続力強化支援計画の策定を進める。 産振

c. 指標

なし

5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

a. 脆弱ポイントの具体的内容

- 事業者における事業継続計画の策定〈産業〉(再掲)
各事業所の被災やサプライチェーンの寸断等により、経済活動が低下するおそれがある。産振

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

- 事業者における事業継続計画の策定【町・事業者】(再掲)
大規模自然災害発生時におけるサプライチェーン寸断やエネルギー供給停止の防止策及び被災時の影響を最小限に留めるための代替手段や応急復旧策の実施に備え、各事業所における事業継続計画策定を促進する。
中小規模事業者の自然災害への事前の備えや事後の復旧を支援するため、商工会と連携し、事業継続力強化支援計画の策定を進める。産振

c. 指標

なし

5-3) 基幹的交通ネットワークの機能停止

a. 脆弱ポイントの具体的内容

- ◎ 陸路輸送ルート確保〈都市基盤〉(再掲)
道路や橋梁等の被災により、人員や物資の広域的な輸送が長期間停止するおそれがある。総政
- 交通施設等の防災対策〈都市基盤〉(再掲)
公共交通機関(鉄道・バス等)が被災し公共交通が運休することで、人員や物資の広域的な移動が長期間停止するおそれがある。総政
- 業者における事業継続計画の策定〈産業〉(再掲)
各事業所の被災やサプライチェーンの寸断等により、経済活動が低下するおそれがある。産振

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

- ◎ 陸路輸送ルート確保【国・県・町】(再掲)
緊急輸送道路や主要な道路、迂回路となる道路の維持修繕、道路附属物や橋梁の点検、修繕及び耐震化等を推進するとともに、災害時における迂回路の確保等、有効に機能する道路ネットワーク整備を推進する。
災害時の物資輸送や避難・救助・医療活動の重要なルートである緊急輸送道路には国道や県道も多く、他市町とも連携して整備促進を要望する。総政、建設

- 交通施設等の防災対策【町・事業者】（再掲）
公共交通の運休を少なくするため、公共交通運行事業者、道路管理者等が防災対策を推進するとともに、代替輸送体制を確保するよう促す。 総政、建設

c. 指標

なし

5-4) 食料等の安定供給の停滞

a. 脆弱ポイントの具体的内容

- 事業者における事業継続計画の策定〈産業〉（再掲）
- 各事業所の被災やサプライチェーンの寸断等により、経済活動が低下するおそれがある。 産振
- ◎ 陸路輸送ルートの確保〈都市基盤〉（再掲）
道路や橋梁等の被災により、人員や物資の広域的な輸送が長期間停止するおそれがある。 建設

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

- 事業者における事業継続計画の策定【町・事業者】（再掲）
大規模自然災害発生時におけるサプライチェーン寸断やエネルギー供給停止の防止策及び被災時の影響を最小限に留めるための代替手段や応急復旧策の実施に備え、各事業所における事業継続計画策定を促進する。
中小規模事業者の自然災害への事前の備えや事後の復旧を支援するため、商工会と連携し、事業継続力強化支援計画の策定を進める。 産振
- ◎ 陸路輸送ルートの確保【国・県・町】（再掲）
緊急輸送道路や主要な道路、迂回路となる道路の維持修繕、道路附属物や橋梁の点検、修繕及び耐震化等を推進するとともに、災害時における迂回路の確保等、有効に機能する道路ネットワーク整備を推進する。
災害時の物資輸送や避難・救助・医療活動の重要なルートである緊急輸送道路には国道や県道も多く、他市町とも連携して整備促進を要望する。 総政、建設

c. 指標

なし

事前に備えるべき目標その6

～大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る～

6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガス、サプライチェーンの機能の停止

a. 脆弱ポイントの具体的内容

- 事業者における事業継続計画の策定〈産業〉（再掲）
各事業所の被災やサプライチェーンの寸断等により、経済活動が低下するおそれがある。 産振 総政
- ライフライン（上水、下水、農集）の機能停止〈行政〉
送水ポンプ、マンホールポンプの施設が停止するおそれがある。
また、停電時に運用する予定の自家発電機器の燃料が不足し、施設が機能不全に陥るおそれがある。 上下水

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

- 事業者における事業継続計画の策定【町・事業者】（再掲）
大規模自然災害発生時におけるサプライチェーン寸断やエネルギー供給停止の防止策及び被災時の影響を最小限に留めるための代替手段や応急復旧策の実施に備え、各事業所における事業継続計画策定を促進する。
中小規模事業者の自然災害への事前の備えや事後の復旧を支援するため、商工会と連携し、事業継続力強化支援計画の策定を進める。 産振

c. 指標

なし

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

a. 脆弱ポイントの具体的内容

- ◎ 水道施設の耐震化等〈都市基盤〉
浄水場や水道管等に被害が生じることで、水道水の供給が長期間停止するおそれがある。 上下水
- ◎ 応急給水及び応急復旧体制の確保〈都市基盤〉
応急給水及び応急復旧体制が十分に機能せず、水道水の供給が長期間停止するおそれがある。 上下水

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

- ◎ 水道施設の耐震化等【町】
浄水場や水道管等の耐震化及び老朽施設更新事業を推進する。
断水を最小限にするため、配水区域の多系統化に努める。 上下水
- ◎ 応急給水及び応急復旧体制の確保【町】

策定済みの業務継続計画に基づき、早期の応急給水及び応急復旧に努める。三重県水道災害広域応援協定及び公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定に基づく応急給水及び応急復旧体制を確保する。 上下水

c. 指標

なし

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

a. 脆弱ポイントの具体的内容

- 下水道施設の耐震化、老朽化対策〈都市基盤〉
下水道施設等に被害が生じ汚水処理が長期間機能停止することで、公衆衛生環境が悪化するおそれがある。 上下水
- ◎ 農業集落排水施設、共同汚水処理施設の耐震化、老朽化対策〈都市基盤〉
農業集落排水施設等に被害が生じ汚水処理が長期間機能停止することで、公衆衛生環境が悪化するおそれがある。 上下水
- 業務継続計画の見直し〈都市基盤〉
業務継続性が確保されていないため、汚水処理が長期間機能停止し、公衆衛生環境が悪化するおそれがある。 上下水
- 合併浄化槽への転換促進及び公共下水道等の普及拡大〈都市基盤〉
単独浄化槽や汲取便槽が被災し、公衆衛生環境が悪化するおそれがある。
税住 上下水

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

- 下水道施設の耐震化、老朽化対策【町】
被害想定に応じた計画的な施設整備や耐震化、自家用発電機の整備等ストックマネジメントによる更新を推進する。 上下水
- ◎ 農業集落排水施設、共同汚水処理施設の耐震化、老朽化対策【町】
被害想定に応じた計画的な施設整備や耐震化、自家用発電機の整備等ストックマネジメントによる更新を推進する。 上下水
- 業務継続計画の見直し【町】
現行の業務継続計画を再確認し、最新の被害想定や処理施設等の状況を反映させた見直しを行う。 上下水
- 合併浄化槽への転換促進及び公共下水道等の普及拡大【町】
個人設置の単独浄化槽や汲取便槽の合併浄化槽への転換を促進するとともに、町営浄化槽への帰属を進める。
公共下水道等への接続や公共下水道重点地区の整備を進め、単独浄化槽、汲取便槽からの転換を促進する。 上下水

c. 指標

なし

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

a. 脆弱ポイントの具体的内容

- ◎ 陸路輸送ルート確保（都市基盤）（再掲）
道路や橋梁等の被災により、人員や物資の地域内の輸送が長期間停止するおそれがある。 建設
- 交通施設等の防災対策（都市基盤）（再掲）
公共交通機関（鉄道・バス等）が被災し公共交通が運休することで、人員や物資の地域内の移動が長期間停止するおそれがある。 総政

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

- ◎ 陸路輸送ルート確保【国・県・町】（再掲）
緊急輸送道路や主要な道路、迂回路となる道路の維持修繕、道路附属物や橋梁の点検、修繕及び耐震化等を推進するとともに、災害時における迂回路の確保等、有効に機能する道路ネットワーク整備を推進する。
災害時の物資輸送や避難・救助・医療活動の重要なルートである緊急輸送道路には国道や県道も多く、他市町とも連携して整備促進を要望する。 建設 総政
- 交通施設等の防災対策【町・事業者】（再掲）
公共交通の運休を少なくするため、公共交通運行事業者、道路管理者等が防災対策を推進するとともに、代替輸送体制を確保するよう促す。 建設 総政

c. 指標

なし

事前に備えるべき目標その7
～制御不能な二次災害を発生させない～

7-1) 市街地での大規模火災の発生

a. 脆弱ポイントの具体的内容

- ◎ 耐震性防火水槽の整備（行政）（再掲）
消防水利が不足し火災が延焼拡大することにより、多数の死傷者が発生するおそれがある。 総政
- 常備消防の消火体制の強化（行政）（再掲）
初動時には、消防勢力の劣勢と情報不足など、十分な消火活動ができないことによ

り、大規模火災が更に延焼拡大し、多数の死傷者が発生するおそれがある。

総政

◎ 非常備消防（消防団）の消火体制の強化〈行政〉（再掲）

消火資機材等の不足で大規模火災が更に延焼拡大することにより、甚大な被害や、多数の死傷者が発生するおそれがある。総政

◎ 非常備消防（消防団）の連携強化〈行政〉（再掲）

他分団や常備消防との連携が図れず延焼が拡大することにより、甚大な被害や、多数の死傷者が発生するおそれがある。総政

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

◎ 耐震性防火水槽の整備【町】（再掲）

地震により消火栓等が損傷し消防水利が使用できない場合に備え、耐震性防火水槽を計画的に整備する。総政

○ 常備消防の消火体制の強化【町】（再掲）

常備消防の体制は、伊勢市消防署玉城出張所（水槽付消防ポンプ車、救急車各1台）のみで、大規模災害時には、伊勢市消防本部からの増援は望めないため、平素から常備消防と玉城町消防団、自衛消防団、自主防災組織との連携した合同訓練を実施し、消火体制の連携強化を図る。また、大規模災害時には、同時多発火災や大規模延焼拡大火災に進展するなど消防力が劣勢となるため、緊急消防援助隊などの早期要請や受援計画（消防隊）の整備を図る。

大規模火災に対応するため、常備消防と連携し消防隊における消火資機材や大規模火災現場での活動調整及び後方支援等を行える大型消防車等の導入を伊勢市消防本部と連携して進める。総政

◎ 非常備消防（消防団）の消火体制の強化【町】（再掲）

大規模火災に対応するため、消防団における消火資機材等を配備するとともに、消防団車両等の計画的な更新と適切な維持管理を行う。総政

◎ 非常備消防（消防団）の連携強化【町】（再掲）

火災を早期鎮圧・鎮火するため、他分団や常備消防との消火訓練により連携強化を図る。総政

c. 指標

なし

7-2) 沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

a. 脆弱ポイントの具体的内容

◎ 住宅・建築物の耐震化〈都市基盤〉（再掲）

耐震基準を満たさない住宅・建築物の倒壊により、二次災害や交通麻痺が発生するお

それがある。建設

- ◎ 宅地の耐震化〈都市基盤〉(再掲)
地震時に大規模盛土造成地の滑動崩落が生じ、造成宅地における崖崩れ等により二次災害や交通麻痺が発生するおそれがある。建設
- ◎ 工作物等の倒壊・落下防止〈都市基盤〉(再掲)
沿道のブロック塀倒壊や窓ガラス、屋外広告板等の落下により、二次災害や交通麻痺が発生するおそれがある。建設
- ◎ 狭隘道路の拡幅整備〈都市基盤〉(再掲)
道幅の狭い道路は、建築物等の倒壊により避難、消火・救助活動に支障をきたし、二次災害や交通麻痺が発生するおそれがある。建設

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

- ◎ 住宅・建築物の耐震化【町・町民・事業者】(再掲)
玉城町建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震基準を満たさない建築物に対し災害に強いまちづくりを進めるため、補助金制度を活用し住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。
- 特定既存耐震不適格建築物等については、必要に応じて指導・助言や、指示・立入調査等の適切な措置を講じることで耐震化を促進する。
- 老朽化が著しい公共施設等については、居住者や近隣住民の生命の安全を確保するため建物の定期的な点検を行うとともに、長期的・計画的な視点で適正な維持管理に必要な修繕等や危険な建物等の除却等を行う。建設
- ◎ 宅地の耐震化【町・町民・事業者】(再掲)
大規模盛土造成地を抽出し、滑動崩落のおそれがあるかどうかを調査し、そのおそれがあると判断される場合は、予防対策を検討し実施する。建設
- ◎ 工作物等の倒壊・落下防止【町・町民・事業者】(再掲)
公道に面した既存ブロック塀の撤去及び撤去後のフェンス等への改修や生け垣化を行う場合の補助金制度を啓発し活用を促すことで、安全対策を進める。建設
- 窓ガラスや屋外広告板の飛散・落下による被害や、自動販売機等の転倒防止について啓発を進める。建設
- ◎ 狭隘道路の拡幅整備【町・町民】(再掲)
災害に強いまちづくり及び緊急車両が通行可能な住環境の形成を図るため、道路拡幅用地に係る測量・分筆及びブロック塀の除却等に要する費用の一部を助成している。建設

c. 指標

なし

7-3) ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

a. 脆弱ポイントの具体的内容

- ◎ ため池改修事業等の推進〈産業〉
ため池の決壊等により、二次災害が発生するおそれがある。産振
- ◎ ため池管理者等との連絡体制の構築、強化〈産業〉
ため池の決壊等により、二次災害が発生するおそれがある。産振
- ため池ハザードマップの活用〈産業〉
ため池の決壊等により、二次災害が発生するおそれがある。産振
- 砂防事業等の推進〈産業〉
地震や集中豪雨等により連続的に発生する土石流やがけ崩れによって、二次災害が発生するおそれがある。産振

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

- ◎ ため池改修事業等の推進【県・町】
ため池堤体の耐震性調査を完了し、町の防災重点ため池に指定した危険度の高いため池の改修を進める。産振
- ◎ ため池管理者等との連絡体制の構築、強化【町】
ため池の日常管理において、点検、監視体制及び異常時等におけるため池管理者等との連絡体制を構築している。産振
- ため池ハザードマップの活用【町・町民】
ため池ハザードマップを活用した啓発活動や避難訓練の実施を進める。産振

c. 指標

- ・ため池耐震性調査 完了数（防災重点ため池） 19箇所（全ため池数 31箇所）
- ・ハザードマップ作成ため池数 31箇所

7-4) 有害物質の拡散・流出

a. 脆弱ポイントの具体的内容

- し尿処理施設の被災によるし尿の流出や電力供給停止による処理の停滞を防止するため、施設の適正な維持管理に努めるとともに、非常用電源の能力を確保する必要がある。
- 地震等により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業員や周辺住民が暴露する危険性があることから、危険性についての啓発を行うとともに、暴露防止に有効なマスクなどの備蓄を推進する必要がある。
- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止する取り組みを進める必要がある。上下水 税住 総政

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

- アスベストによる暴露防止に有効なマスクの備蓄整備を図る。 税住

c. 指標

- ・マスクの備蓄数 100 枚

7-5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

a. 脆弱ポイントの具体的内容

- ◎ 農地、農業用施設、農道等の整備保全〈産業〉
農地等の湛水被害・地震被害等により農地が荒廃し、農業が衰退するおそれがある。
産振
- ◎ 遊休農地等の解消による農地の多面的機能確保〈産業〉
農地等の荒廃により雨水の貯留機能が低下し、洪水被害が拡大するおそれがある。
産振
- 森林の整備保全〈産業〉
山林崩壊が発生し林地が被災することにより、被害が拡大するおそれがある。産振
- 林道施設の整備及び長寿命化対策等〈産業〉
山林崩壊が発生し林道施設等が被災することにより、被害が拡大するおそれがある。
産振

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

- ◎ 農地、農業用施設等の整備及び長寿命化計画の策定等【町】
農地、農業用施設等の点検診断を実施、個別施設計画を策定し、農地、農業用施設の健全化・長寿命化を図る。
二次被害防止のため、国の災害復旧事業等を活用した復旧体制を確保する。 産振
- ◎ 遊休農地等の解消による農地の多面的機能確保【町・町民・事業者】
地域の特産物を活用した農産物のブランド化を促進することで遊休農地や耕作放棄地を解消し、農地の多面的機能確保に努める。産振
- 農業用施設の耐震化等【県・町】
農地の湛水被害・地震被害等を防止するため、農業用施設の耐震・機能診断を進める。
災害時応援協定に基づく排水ポンプ等の資機材調達体制を確保する。 産振
- 森林の整備保全【県・町】
森林整備事業による防災・減災対策推進のため、玉城町森林整備計画区内における山地災害危険地区等の周辺森林において間伐・植林等の森林整備（1,258.77ha）を実施し、森林本来の多面的機能が発揮されるような森林管理を行う。
溪流や急傾斜地などの危険個所に治山事業を推進し、未然に大規模災害の抑制に努める。 産振

○ 林道施設の整備及び長寿命化対策等【町】

森林整備事業による防災・減災対策推進のため、森林整備計画の「基幹路網の整備計画」に記載されている林道（9路線）等の整備を推進する。

林道施設（橋梁等）の点検診断を実施、個別施設計画を策定し、林道施設の健全化・長寿命化を図る。

二次被害防止のため、国の災害復旧事業等を活用した復旧体制を確保する。 産振

c. 指標

- ・ 林道施設の点検診断の実施、個別施設計画策定 1 施設

7-6) 風評被害等による県内経済等への甚大な影響

a. 脆弱ポイントの具体的内容

○ 正確な情報収集と情報発信〈行政〉

大規模自然災害発生時に誤った情報が町内外に流れ、風評被害等が発生するおそれがある。産振 総政

◎ 中小企業者等の自立支援〈産業〉

被災により中小企業者等の経営に支障が生じるおそれがある。産振

◎ 農林漁業者等の自立支援〈産業〉

被災により農林漁業者等の経営に支障が生じるおそれがある。産振

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

○ 正確な情報収集と情報発信【町・事業者】

自治体や事業者等との災害時応援協定により、正確な情報収集・発信ができる体制を確保する。総政

◎ 中小企業者等の自立支援【町・事業者】

中小規模事業者の自然災害への事前の備えや事後の復旧を支援するため、商工会と連携し、事業継続力強化支援計画の策定を進める。

国や政府系金融機関等と連携し、被災後の中小企業者等の経営支援を行う体制を確保する。産振

◎ 農林業者等の自立支援【県・町・事業者】

政府系金融機関と連携し、農林漁業者等の経営支援を行う体制を確保する。産振

c. 指標

なし

事前に備えるべき目標その8

～大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する～

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

a. 脆弱ポイントの具体的内容

- ◎ ごみ処理体制の確保〈都市基盤〉
被災により大量に発生するごみの収集・処理が停滞するおそれがある。 税住
- ◎ し尿、浄化槽汚泥処理体制の確保〈都市基盤〉
被災により公共下水道等の使用ができない避難所のし尿の収集・処理が停滞するおそれがある。 総政 上下水 税住

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

- ◎ ごみ処理体制の確保【町・事業者】
玉城町災害廃棄物処理計画に基づき、収集運搬事業者への業務継続計画策定の促進、伊勢広域環境組合と連携した処理や仮置場の選定等、ごみの収集・処理体制を確保する。
三重県災害廃棄物処理応援協定のほか、事業者団体等との災害時応援協定、委託業者等への依頼により、緊急時の収集・処理体制（車両・燃料を含む。）を確保する。
税住 総政
- ◎ し尿、浄化槽汚泥処理体制の確保【町・事業者】
玉城町災害廃棄物処理計画に基づき、伊勢広域環境組合と連携した処理や収集運搬事業者の業務継続計画策定の促進、防災対策に係る整備、車両の必要数の把握、仮設トイレの必要数の把握等、し尿の収集・処理体制を確保する。
県や周辺市町、事業者団体等との災害時応援協定により、緊急時の収集・処理体制（車両・燃料を含む。）を確保する。 税住 総政 上下水

c. 指標

なし

8-2) 道路啓開等の復旧を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

a. 脆弱ポイントの具体的内容

- ◎ 復旧・復興を支える人材の確保〈行政〉
人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。 建設 総政
- ◎ 復旧・復興を支える資機材等の確保〈行政〉
資機材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。 建設 総政
- 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）との連携〈行政〉
人材や資機材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。 建設 総政

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

◎ 復旧・復興を支える人材の確保【町・事業者】

事業者等と災害時応援協定を締結し、緊急時の復旧・復興に必要な有資格者等を確保する。

大規模災害の発生に伴う災害復旧業務について、関係各部署の緊密な連携と的確な役割分担のもと、迅かつ確実な対応を図るため、あらかじめ応援体制を構築する。

被災建築物応急危険度判定を行う判定士については、認定資格（建築士等）が必要なことから、要件を満たす職員の人材育成を行い、資格者等の確保を行う。

判定士の連絡調整を行う被災建築物応急危険度判定コーディネーターについても、資格者の退職等人員減の対策として、研修や講習の実施を通じて職員の人材育成を行う。

宅地に関する被災宅地危険度判定士についても、必要人数を確保する。建設 総政

◎ 復旧・復興を支える資機材等の確保【町・事業者】

事業者等と災害時応援協定を締結し、緊急時の復旧・復興に必要な資機材等を確保する。総政

○ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）との連携【県・町】

国の緊急災害対策派遣隊であるTEC-FORCEと県、町における連携強化を推進することにより、復旧を迅速に行える応急態勢の充実を図る。総政、建設

c. 指標

なし

8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

a. 脆弱ポイントの具体的内容

◎ 地域コミュニティ力の強化〈行政〉

甚大な被害の発生や集団避難等により、自治会を始めとする地域コミュニティ組織が機能しなくなることで、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。総政

○ 警察災害派遣隊の拡充〈行政〉

対処する警察官が絶対的に不足することに伴う治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。総政 税住

○ 警察施設の耐震化等〈行政〉

被災等によって警察機能が低下することに伴う治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。総政

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

◎ 地域コミュニティ力の強化【町・町民】

大規模自然災害発生時の対応力を向上するためには、平常時から地域づくりや地域コ

コミュニティ力の強化を図る必要があることから、自治会やNPO等の市民活動団体に対して必要な支援を行う。

「自助・共助」の重要性を鑑み、地域において積極的に防火活動や自主防災活動が行われるよう、消防団員による初期消火等の訓練指導や、自主防災組織による防災訓練等の支援を行う。 総政

○ 警察災害派遣隊の拡充【県】

大規模災害発生時に派遣が見込まれる警察災害派遣隊の招集・派遣体制を整備するとともに、救出救助等の実践的訓練により災害対応能力の向上を図る。 総政

○ 警察施設の耐震化等【県】

大規模災害発生時に警察機関が機能するため、警察施設の耐震化を推進する。 総政

c. 指標

なし

8-4) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

a. 脆弱ポイントの具体的内容

◎ 地籍調査事業の推進〈都市基盤〉

土地の境界が明確でないため、境界確認のための立会等に時間を要し、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。 建設

○ 市街地の復興〈都市基盤〉

甚大な被害により計画的な市街地復興が大幅に遅れるおそれがある。 建設

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

◎ 地籍調査事業の推進【町】

南海トラフ巨大地震に伴う災害における道路等基幹インフラの復旧・復興が迅速に行えるように、地籍調査事業を推進する。 建設

○ 市街地の復興【町】

市街地の復興のため必要な場合には被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、町民の合意形成に最大限の努力を傾注し、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により、迅速な復興を行う。 建設

c. 指標

なし

8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

a. 脆弱ポイントの具体的内容

◎ 庁舎等の宅地や河川・海岸堤防が、災害時に液状化や地盤沈下を起こすことによつて、市街地の浸水リスクが高くなるおそれがある。 総政

b. 現在の取り組み状況及び対応方策の検討結果

◎ 防災対策本部を設置する本庁舎は、災害時でも庁舎機能を維持する必要があるため、液状化や浸水についての対策、また執務環境の減災（書棚などの転倒防止策や窓ガラス飛散防止フィルムの貼付など）のための整備を進める。

c. 指標

なし

第9章 計画の見直し

本計画の見直しは、おおむね5年後とする。ただし、関連法令の改正や国・県の強靱化施策の変更、新たな大規模自然災害の発生や地域を取り巻く環境変化等に合わせ、適時見直しを行うこととします。